

京 都 大 学 安 全 衛 生 管 理 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 京都大学 (以下「本学」という。) における安全衛生管理については、労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。)、<u>学校保健法</u> (昭和 33 年法律第 56 号) その他関係法令及び就業規則に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。</p> <p>(中 略)</p> <p>(事業場及び総括安全衛生管理者)</p> <p>第 9 条 } (略)</p> <p>(1)～(7) }</p> <p>2 総括安全衛生管理者は、<u>理事又は教職員</u>のうちから、総長が選任する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(学校医の職務)</p> <p>第 17 条 学校医の職務は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <u>学校保健法第 2 条に定める学校保健安全計画</u>の立案及び実施に関すること。</p> <p>(2)～(7) } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(委員長の選任)</p> <p>第 22 条 <u>事業場委員会に委員長を置き、総括安全衛生管理者をもって充てる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(健康診断の項目)</p> <p>第 34 条 健康診断の項目は、安衛則第 43 条から第 45 条の 2 まで及び<u>学校保健法施行規則</u> (昭和 33 年文部省令第 18 号) <u>第 4 条</u>の規定によるほか、機構長が、別に定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 京都大学 (以下「本学」という。) における安全衛生管理については、労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。)、<u>学校保健安全法</u> (昭和 33 年法律第 56 号) その他関係法令及び就業規則に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。</p> <p>(事業場及び総括安全衛生管理者)</p> <p>第 9 条 } (同 左)</p> <p>(1)～(7) }</p> <p>2 総括安全衛生管理者は、<u>前項各号に掲げる各事業場にある部局の長</u>のうちから、総長が選任する。</p> <p>(学校医の職務)</p> <p>第 17 条 学校医の職務は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <u>学校保健安全法第 5 条に定める学校保健計画</u>の立案及び実施に関すること。</p> <p>(2)～(7) } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>(委員長の選任)</p> <p>第 22 条 <u>事業場委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>(健康診断の項目)</p> <p>第 34 条 健康診断の項目は、安衛則第 43 条から第 45 条の 2 まで及び<u>学校保健安全法施行規則</u> (昭和 33 年文部省令第 18 号) <u>第 6 条</u>の規定によるほか、機構長が、別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p>